

第24号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年2月23日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う関係条文の整備及び被用者保険の被扶養者であった者の保険料に係る減免措置を継続するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「山林所得金額の合計額から同条」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額），地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），租税条約の実施に伴う所得税法，法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2」に，「山林所得金額の合計額（」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（」に改め，同条第2項中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分し

て計算される所得の金額」に改める。

第17条第1項第1号中「については、」の次に「同法」を加え、「山林所得金額の算定」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定」に、「及び山林所得金額」を「及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」に改め，同項第2号及び第3号中「山林所得金額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

附則第4条から第9条までを削り，附則第10条を附則第4条とし，附則第11条を附則第5条とし，附則に次の1条を加える。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第6条 当分の間，平成22年度以降の第21条の2第1項第3号の規定による保険料の減免については，同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは，「該当する者」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は，平成22年度分以後

の年度分の保険料について適用し，平成21年度分までの保険料については，なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う関係条文の整備及び被用者保険の被扶養者であった者の保険料に係る減免措置を継続するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 保険料の所得割額の算定及び保険料の減額に係る規定の改正

(第11条及び第17条関係)

ア 申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の合算

申告分離課税の上場株式等に係る配当所得については、総所得金額及び山林所得金額と合算して保険料を算定する。

イ 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算

前年分又は前年以前3年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その損失金額を申告分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除して保険料を算定する。

ウ 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等を5年を超えて所有した上で譲渡をした場合は、その譲渡所得の金額から最大1,000万円を控除して保険料を算定する。(保険料の減額に係る所得の算定には、適用しない。)

(2) 保険料の賦課の特例に係る規定の整理 (旧附則第4条から第9条まで関係)

保険料の算定所得について、賦課の特例として附則で規定していた分離課税分の所得についても、本則で規定している総合課税分の所得と同様に恒久的に保険料の算定所得にするため、本則に移行する。

(3) 被用者保険の被扶養者であった者の保険料の減免措置に係る規定の改正

(附則第6条関係)

当分の間、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療の被保険者となったことにより、当該被用者保険の被扶養者（65歳以上の者に限る。）であった者のうち、国民健康保険の被保険者となった者の属する世帯の納付義務者の保険料の減免期間（現行は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）を制限しないこととする。

(4) その他関係条文の整理

3 施行期日等

(1) 平成22年4月1日

(2) 改正後の規定は、平成22年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。